令和７年（フ）第７８２号
相模原市南区南台５丁目６番１号　マンションエトワール303号
破産者　大野　美穂
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第６９３号
静岡県島田市月坂２丁目２番地の８、開始決定時の住所静岡県島田市阪本1192番地
破産者　白坂　成吾
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５９号
静岡県焼津市利右衛門840番地
破産者　鈴木　紀夫
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１９４０号
名古屋市北区辻町１丁目７番地の４
破産者　渡辺　良祐
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２１６９号
名古屋市西区山木１丁目143番地の１　メゾン山木402号
破産者　渡邉　英樹
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３３１１号
名古屋市天白区植田山５丁目2413番地　三旺マンション第３八事東105号
破産者　大崎　　学
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４８０号
愛知県春日井市白山町３丁目３番地１　ドリーミオ白山201号室
破産者　上野　新道
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第８１５号
神戸市中央区吾妻通６丁目１番４－203号、従前の住所神戸市灘区鶴甲２丁目９番13号
破産者　山添　哲生
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０１号
広島市安佐北区可部南４丁目18番33―203号
破産者　古山　常雄
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２００号
広島市安芸区矢野東１丁目６番７号
破産者　沖本　早苗
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第２２号
長崎県五島市上大津町523番地１　サンライフ９号室
破産者　森　　智裕
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

令和６年（フ）第２３号
長崎県五島市上大津町523番地１　サンライフ９号室
破産者　森　　実希
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

令和８年（フ）第３０号
沖縄県宜野湾市伊佐４丁目９－20　ＳＡＮＳＥＴⅢ202号室（住民票上の住所）沖縄県島尻郡与那原町字板良敷119番地の１　米須アパート501
破産者　森松明日香
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和７年（フ）第９０号
北海道北見市桜町５丁目68番地１
破産者　角谷　典昭
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和７年（フ）第６５号
秋田県湯沢市元清水三丁目１番10号
破産者　安倍　　均
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

令和７年（フ）第１３８２号
神奈川県藤沢市湘南台４丁目35番地の３　矢部コーポ101、開始決定時の住所神奈川県海老名市下今泉４丁目２番14―302号
破産者　中馬　正義
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２６７５号
横浜市神奈川区子安台２丁目５番７号
破産者　高岡　宏次
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部